

山口大学共通教育科目における成績評価異議申立てに関する要項

(趣旨)

第1条 この要項は、本学の学生（本学の教員が担当する共同獣医学部の共通教育科目を受講する鹿児島大学の学生及び非正規学生を含む。）（以下「学生」という。）が、共通教育において履修した授業科目に係る成績評価に対し、本人の成績に限り異議申立てを行う場合の手続について必要な事項を定めるものとする。

(異議申立事由)

第2条 学生は、当該学期に履修した授業科目に係る成績評価について、次の各号のいずれかに該当する場合は、具体的理由を付して異議を申し立てることができるものとする。ただし、成績評価の基準（採点基準）に関する申し立ては認めない。

- (1) 成績の誤記入等、明らかに担当教員の誤りであると思われるもの
- (2) シラバス又は授業等により周知している成績評価法から明らかに逸脱した評価であると思われるもの

(異議申立手続)

第3条 学生は、異議を申し立てる場合、成績評価に対する異議申立書（別紙様式。以下、「異議申立書」という。）を、原則として成績開示日から7日以内（7日目が休日の場合は、直後の平日まで）に大学教育センター長（提出先は、学生支援部教育支援課共通教育係に提出する（メールによる提出も可）ものとする。

2 大学教育センター長は、異議の申立てを受けた場合、副センター長及び主事等と対応方針を協議した後、担当教員と対応について協議するものとする。ただし、大学教育センター長が必要と認めたときは、当該学生又は開講部局若しくは授業科目別部会等の意見を聴くことができる。

3 大学教育センター長は、対応を決定し、異議申立書を受領してから原則として7日以内（7日目が休日の場合は、直後の平日まで）に当該学生へ通知するものとする。

附 則

この要項は、平成28年6月17日から施行し、平成28年度後期開講科目の成績評価から適用する。